

平成五年通商産業省令第六十一号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）第五条第三項、第四項及び第五項（同法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第二項及び第三項並びに第十条第四項の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令を次のように定める。

2 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月一八日経済産業省令第九二号）

第一条（施行期日）

（経過措置）

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置

輸出移動書類交付申請書	
従業者登録番号	
従業者登録名	
申請者	
記入者又は署名	申請者印押
在 所	電話番号
次の輸出事由に於ける特許を権利者等について、毎台移動機器の交換する度に、特許有効権等物権の権利人(権利者)の住所並に権利者等の登録番号を記入する旨の規定を記入し、特許権登録簿に記入して下さい。	
又は、 特許権登録簿記載内容の照合の際は、該特許権登録簿記載の権利者等の登録番号及び登録権利者等の氏名と御連絡下さい。	
輸出本邦以外	輸出国外手配
④ 輸出本邦以外 この輸出移動書類交付申請は、輸出の条件で内規一様とする。ため、特許有効権等物権の権利人(権利者)の登録番号を記入する際は、必ず登録番号5条1項の規定により権利移動書類を交付する旨を記入して下さい。	
同様に登録番号5条1項の規定により権利移動書類を交付する旨を記入して下さい。	
経営者登録大変の記録印押	
口 付	
資 格	
記入印押	

第二条 法第五条第三項又は第九条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第一による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第十四条第一項の認定を受けた者が輸入する特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

法第五条第三項又は第九条第一項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

（紛失した輸出移動書類等の回復の届出）

第三条 法第五条第四項又は第九条第三項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

（輸入移動書類の交付）

第四条 法第九条第一項の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書と共に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及

附 則（平成二七年九月一日経済産業省令第六四号）

1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又はこの省令による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年六月二七日経済産業省令第三七号）

この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附則（令和元年七月一日經濟產業省令第一七号）

FOR USE BY CUSTOMERS OF U.S. AIRPORTS			
26. Country of export - shipper or customs office where the the waste described in this movement document left the country on:		27. Country of import - destination or customs office of entry The waste described in this movement document entered the country on:	
Signature: Stamp:		Signature: Stamp:	
28. Details of customs officer of legal counsel			
Name of country: Name: Title:		Name of country: Name: Title:	
Name of country: Name: Title:		Name of country: Name: Title:	

様式第2(第2条関係)

記	
輸出 移動書類の交付番号 輸入	
輸出 移動書類の交付年月日 輸入	年 月 日
輸出 移動書類 当否された年月日 輸入 移動書類 なされた年月日	年 月 日

(1) 印刷欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本書面規格A4とします。
 (3) 移輸移動書類若しくは輸入移動書類又は変更第14条第1項の認定を受けた者に輸入する当該特定有資格者等による輸入移動書類が汚損されたため届け出るときは、当該輸入移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類に付すところ。
 (4) 移動書類の汚染、紛失については、交付番号、交付年月日については

様式第3(第2条関係)	回観理番号	
	回観交付番号	

輸出文書登録番号	年 月 日
輸入各書類の両交付を受けた申告書	
年　月　日	

経済産業大臣　様

氏名又は名称
（会社等の場合は社名）
申告者　□記入者についてその代わる者の氏名
（会社等の場合は社名）
郵便番号　（　　）

下記に記載した各書類の両交付を受けたので、特定非営利活動法人の輸出入等
税額

記	
輸出 移動書類の交付番号	
輸入 移動書類の交付年月日	年 月 日

提出 移動書類が汚損された年月日
輸入 年 月 日

様式第2（第2条関係）

様式第3（第2条関係）

◎ 機械翻訳やAIによる翻訳、実質的な場合は以下の点に入れてください。

様式第6（第5条関係）